

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

*** 令和3年度に給付金を受取った世帯は対象外です**

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- **令和3年度に「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」を受け取った世帯は、対象外になります。**

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

戸沢村役場総務課から
確認書を送付してます
（要返送）

令和4年6月1日時点で住民登録のある
対象世帯には、確認書を送付しています。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年7月14日（木）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】戸沢村役場 総務課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しています。
- 確認書の内容を確認して、戸沢村役場に返信してください。

【確認事項】

- ⊖ 記載された給付金振込み口座番号に誤りがないか。
- ⊖ 住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないか。
- ⊗ 既に住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないか。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、扶養人数等で異なりますので、役場までお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安・・・単身の場合：93万円以下
本人・扶養者(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
* 対象と思われる方は、役場にお問い合わせください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに戸沢村役場総務課に直接、ご提出ください。

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請期限は 令和4年9月30日（金）まで。

！ 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

戸沢村 総務課 総務係

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口



0233-72-2111

受付時間 午前9:00~午後5:00（平日のみ）